

第2章 国の行政

第1節 中央政府

1 立憲君主制

前章で見たとおり、タイは立憲君主制（Constitutional Monarchy）国家であるが、国王の持つ影響力はきわめて大きいものがある。

タイ憲法では、国王は神聖不可侵の元首であり、軍の総帥であると規定されている（第2条、第6条及び第8条）。主権はタイ国民に帰属するが、元首である国王は憲法の規定に従い国民に代わり国会、内閣及び裁判所を通じて主権を行使する（第3条）。また全ての法律案は国王に奏上されてから発効する。国王に対する非難、告訴は禁じられ、国王はもちろん王室への批判は刑法で不敬罪とされている。タイは国民の95%が仏教徒という仏教国であるが仏教は法律上の国教ではなく、仏教以外の宗教も信仰の自由が保証されている（第27条）。しかし憲法ではタイ国王は仏教徒でなければならないとされ、仏教は実質的に国教と同様の地位を持っていると言える。国王はまた仏教徒であると同時に宗教の擁護者でもある。したがって、国王は国内で信奉される全ての宗教を保護し信仰する任務を負っている（第7条）。国王は政治的には中立ではあるが、実際には軍、官僚、政党とともにタイ政治の重要な政治的役割を担っている。

現在の国王は、プーミポン・アドンヤデート国王（ラーマ9世）で、1927年12月5日生れ。1946年6月、急死された実兄ラーマ8世の後を受けて即位。1988年7月2日にはそれまで在位最長であったチュラロンコン王（ラーマ5世）の在位期間42年22日を更新、歴代国王の中で在位最長記録を達成した。1996年には、在位50周年を祝うさまざまなイベントが行われた。国王は、今年（1997年3月時点）で69歳と高齢で、これまでに何度か心臓系統疾患によって健康を害されたこともあるが、在位する世界の国王の中で最長の在位であるとともに、同国王の持つ政治的影響力も他の立憲君主国と比べて大きい。

また、国王は若い頃から地方を巡幸し、病院や施設の慰問で一般民衆と接したり、国民の生活向上のための開発・研究事業（ロイヤル・プロジェクトと呼ばれる。）を自ら指導、タイ国民の信頼を得ることに尽力された。地方における灌漑整備事業、病院建設、山岳少数民族救済、児童百科事典編纂、土地・品種改良、人工雨研究など、国王自身が始めたロイヤル・プロジェクトは2千件以上に及び、その分野も開発事業、農業、環境、衛生、雇用促進、利水、通信、社会福祉など多岐にわたる。こうした国王のたゆまない献身と不断の努力は国王とタイ国民の間に相互理解と個人的な愛情の絆を生み出してきた。

タイにとって、国王の存在は極めて大きい。1992年5月の騒乱事件では、軍と市民運動の指導者が国王の調停によって和解する姿がテレビで放映された。国家の危機は、まさに国王だからこそ救済できたのであるという認識がタイ国民の間に広く浸透している。1996年の9月には、チャオプラヤ河が氾濫し、深刻な被害がでたが、国王は洪水対策を早急に行うよう政府に異例のアドバイスをされている。また、世界最悪と言われるバンコクの交通渋滞緩和のために政権が一致して対策に当たるようにとも発言されている。政治的な権限を持たぬとはいえ、国王の存在は、タイの国民、政治、経済、社会などに多大な影響を

与えており、タイ国家の安定につながっていると言える。

2 国の統治機構

(1) 国会

タイ国会は上院（260議席）及び下院（393議席）の二院によって構成され、下院議員は公選であるが、上院議員は35歳以上でどの政党にも属さない有識者の中から国王が任命する。任期は4年。下院議員は25歳以上でいずれかの政党に所属する必要がある。任期は4年。下院議長が国会議長となる。国会の内閣不信任決議権は下院にのみ認められている。法案の発議権は内閣と下院にあり、また、下院で可決された法案は上院にまわされるが、上院は60日以内に審理が未了の場合は可決とみなされるなど、下院優位である。

選挙については、憲法の規定により分割された選挙区による中選挙区制を採用しており、選挙権は18歳以上、被選挙権は25歳以上のタイ国籍者に与えられる。

なお、1996年12月1日現在の下院の議席数は、以下のようになっている。

【与党】		【野党】	
新希望党 (New Aspiration)	1 2 5	民主党 (Democrat)	1 2 3
国家発展党 (Chart Pattana)	5 2	タイ国民党 (Chart Thai)	3 9
社会行動党 (Social Action)	2 0	統一党 (Solidarity)	8
タイ人民党 (Prachakorn Thai)	1 8	道義党 (Palang Dharma)	1
自由正義党 (Seritham)	4	タイ党 (Thai)	1
大衆党 (Muan chon)	2		<u>計 1 7 2</u>
	<u>計 2 2 1</u>		
			<u>合計 3 9 3</u>

(2) 裁判所

タイの裁判は、成文法典に基づき行われ、司法権の独立は憲法で保障されている。（第190条）。裁判所構成法に基づき、第一審裁判所、高等裁判所、最高裁判所の三段階の裁判所があり、裁判は三審制をとっている。第一審裁判所としては、民事裁判所、刑事裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所が設置されている。特別裁判所としては、労働裁判所、租税裁判所などがある。第二審裁判所として、4つの高等裁判所があり、第三審裁判所として最高裁判所がある。

裁判官は、司法委員会の承認の下で国王が任命、罷免することとされている。（第192条、193条）。

(3) 内閣

国王は、首相1名及び48名以内の国务大臣を任命し、これらの大臣は、国务を所掌するための内閣を構成する。（憲法第159条）。国务大臣は就任に先立ち、国王の前で宣誓を

行うことが義務付けられている。（憲法第 160条）。1992年 9 月の憲法改正により、首相は下院議員から選出されることとなり、下院議員の中から下院議長が国王に推薦し、国王が任命する。首相を長とする内閣の下に、首相府、国防省、内務省、大蔵省など 1 府13省 1 庁があり、各省庁に 1 名の大臣とほとんどの省に副大臣が任命されている。1996年12月に発足したチャワリット政権における国務大臣の各省への配置状況は、以下のようになっている。無任所大臣はいない。

首相	1	労働社会福祉省	1、副大臣 2
副首相	5	司法省	1
首相府相	6	教育省	1（副首相兼務）
国防省	1（首相兼務）		副大臣 3
大蔵省	1（副首相兼務）	保健省	1（副首相兼務）
	副大臣 3		副大臣 2
外務省	1、副大臣 1	工業省	1（副首相兼務）
農業協同組合省	1、副大臣 3		副大臣 2
運輸通信省	1、副大臣 4	科学技術環境省	1、副大臣 1
商務省	1、副大臣 2	大学庁	1
内務省	1、副大臣 5		

3 行政組織

タイの行政は、中央政府の行政、中央政府の地方での行政（「地方行政」と呼ぶこととする。）及び地方自治体の行政の 3 つに分けることができる。タイの行政組織は高度に中央集権化されており、各種の権限は中央機関に集中している。

また、中央省庁の監督の下に 60 の国営企業（State Enterprises）があるほか、王室庁、王室財産管理局、タイ中央銀行など、内閣に属さない 10 の独立機関がある。（図 2－1 参照）。³¹⁾

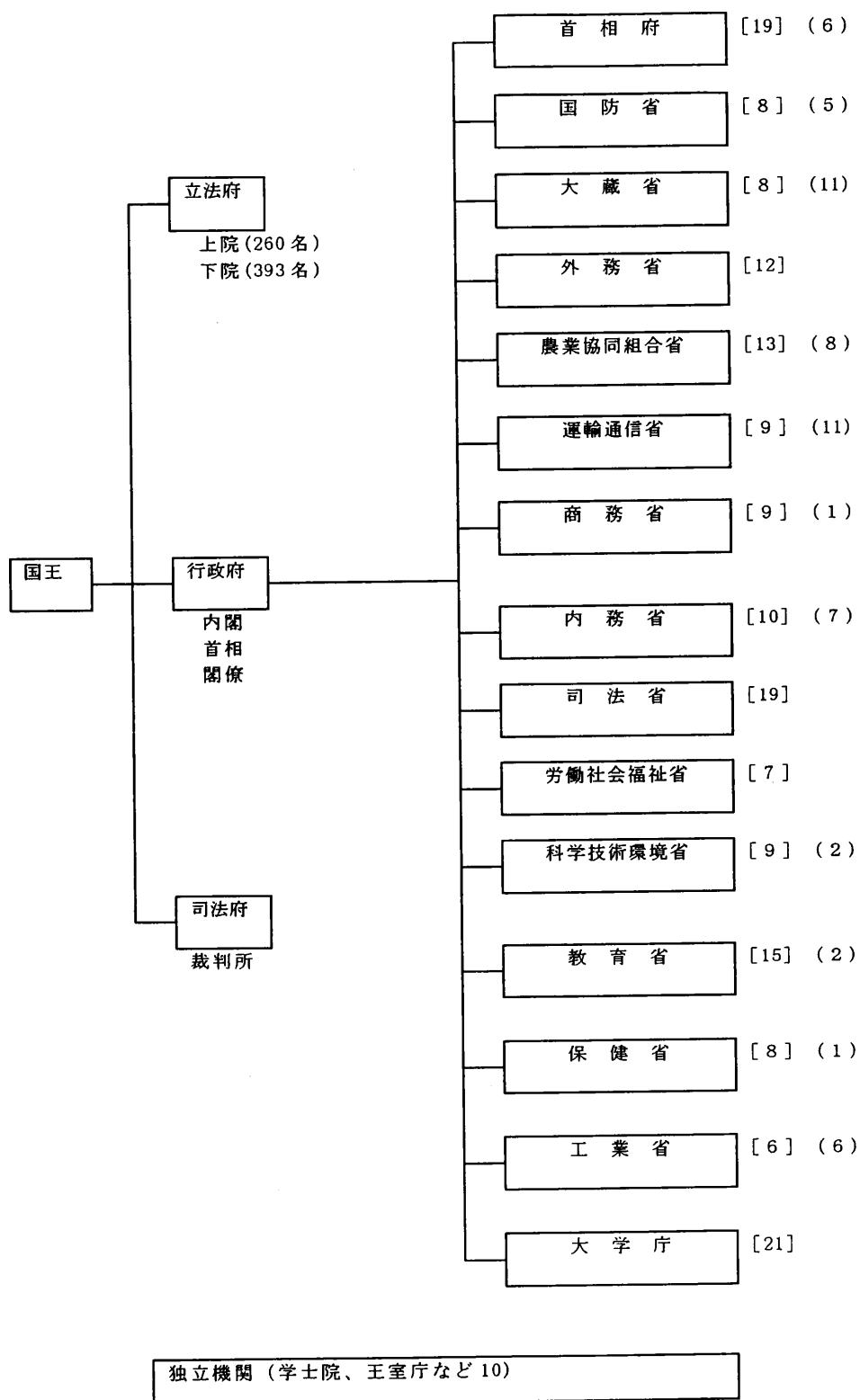
地方行政の構造は、内務省の管轄の下、県、郡（支郡）、行政区、村という系統となっている。1995年 3 月から、行政区は法人格を持つタムボン自治体への移行が始まり、将来的にはすべての行政区がタムボン自治体になることとなっている。地方自治体としては、県自治体、自治市町、衛生区、バンコク都及びプアターヤ市がある。また、県知事は内務大臣から任命されるが、バンコク都知事は公選となっている。

ここでは、中央政府の行政組織について述べることとし、地方行政と地方自治については、第 3 章で触れることとしたい。

(図 2 - 1) タイの中央政府行政組織

※ [] は、内部の局、委員会などの機関数。

() は、所掌する国営企業の数。



(出典) THAI GOVERNMENT ORGANIZATIONAL DIRECTORY 1995

(1) 各省庁の行政組織

タイの各省庁の行政組織は、(表2-1)に示すように、原則として、大臣秘書室 (Office of the Secretary to the Minister) 及び事務次官室 (Office of the Permanent Secretary) が置かれ、局が設置されている。

各省庁は、おおむね10前後の局・委員会などの内部組織を有しており、その数は一番多い大学庁で21、首相府・司法省で19、一番少ない労働社会福祉省で7となっている。

これら各省庁の中で、首相府 (Office of Prime Minister) は、中央政府の要となる省である。首相府で閣議が行われるほか、首相、副首相、首相府相が執務を行う場所でもあり、首相府付きの各種委員会が入っている。内部組織としては、首相秘書事務局、内閣官房、事務次官室、予算局、国家安全保障会議、法制委員会事務局、文民公務員委員会、汚職防止委員会事務局、国家経済社会開発庁 (NESDB)、国家教育委員会事務局、麻薬防止委員会、投資委員会 (BOI)、統計局、広報局、国家情報局、技術経済協力局、国家青少年局、陸上交通管理委員会、国家エネルギー政策委員会がある。

タイの軍を所管する省は、国防省 (Ministry of Defence) である。タイにおける軍の存在は、極めて大きく、1932年の立憲革命以降、20回近い軍事クーデターが起り、軍部が政治を掌握してきた。軍部のクーデターが政権交代の手段となっていたと言える時代もあったが、最近では、軍の政治への介入は以前と比べ少なくなっている。国防省の内部組織としては、大臣秘書室、事務次官室、副官室、退役軍人会、国軍最高司令部、陸軍、海軍、空軍がある。兵力は、国家防衛、王政護持、騒乱の鎮圧、国の安全の維持及び国家開発のため行使するとされている (憲法第61条)。国軍は、陸海空の3軍からなり、国王が国軍を統帥し (憲法第8条)、国軍最高司令官が直接統括指揮する。ただし、国家の安全に関する諸政策の決定機関は、首相府に置かれた国家安全保障会議が行う。総兵力は現役が25万9,000人、予備兵が20万人。18歳以上の男子は、原則として2年間の兵役に服するが、実際には抽選で選抜されたものが入隊している。陸軍は15万人、海軍は6万6,000人、空軍は4万3,000人のほか、特別志願兵が1万8,500人、国家保安義勇軍団5万人、国境警察隊が4万人いる。³²⁾

ほかに、地方行政、警察などを所管する内務省、財政を所管する大蔵省などがあるが、このうち内務省については、第2章で詳しく触れることとする。

首相府統計局発行の1995年統計書 (STATISTICAL YEARBOOK THAILAND)によると、(表2-2)のとおり、1994年の国営企業を除く全省庁の常備職員数は、289,572人となっており、省庁別では農業協同組合省の職員が70,686人と最も多く、以下、教育省61,207人、保健省46,541人の順となっている。³³⁾

(2) 国家予算

タイの国家予算は、経済成長を背景に1988年以降、高い伸び率で増加している。対前年比では93年度が21.6%、94年度が11.6%、95年度が14.4%、96年度が17.9%、97年度は16.7%増となっている。

歳入面で見ると、(表2-3)のように、1996年度予算では、総額8,432億バーツのうち、租税収入が7,578億340万バーツ (構成比89.9%) と最も多く、以下、国営企業納付金が

(表 2 - 1) 中央政府内部組織

省庁名	内部組織
首相府 Office of the Prime Minister	首相秘書事務局、内閣官房、事務次官室、予算局、国家安全保障会議、法制委員会事務局、文民公務員委員会、汚職防止委員会事務局、国家経済社会開発庁（NESDB）、国家教育委員会事務局、麻薬防止委員会、投資委員会（BOI）、統計局、広報局、国家情報局、技術経済協力局、国家青少年局、陸上交通管理委員会、国家エネルギー政策委員会
国防省 Ministry of Defence	大臣秘書室、事務次官室、副官室、退役軍人会、国軍最高司令部、陸軍、海軍、空軍
大蔵省 Ministry of Finance	大臣秘書室、事務次官室、財政政策局、財務局、会計監査局、関税局、物品税局、歳入局
外務省 Ministry of Foreign Affairs	大臣秘書室、事務次官室、儀典局、経済局、条約・法律局、情報局、国際機関局、アセアン局、ヨーロッパ局、東アジア局、アメリカ・南太平洋局、南アジア・中東・アフリカ局
農業協同組合省 Ministry of Agriculture and Cooperatives	大臣秘書室、事務次官室、王室灌漑局、協同組合監査局、水産局、畜産局、王室林野局、農地開発局、農業局、農業開発局、協同組合促進局、農地改良局、農業経済局
運輸通信省 Ministry of Transport and Communications	大臣秘書室、事務次官室、陸運局、航空局、港湾局、高速道路局、郵便通信局、気象局、海運振興局
商務省 Ministry of Commerce	大臣秘書室、事務次官室、外国貿易局、国内商取引局、商業登録局、商業経済局、輸出振興局、保険局、知的所有財産局
内務省 Ministry of Interior	大臣秘書室、事務次官室、地方行政局、地域社会開発局、タイ王国警察局、土地局、公共事業局、刑務局、地方都市計画局、地方開発促進局

省庁名	内部組織
司法省 Ministry of Justice	大臣秘書室、事務次官室、法律執行局、法務局、保護観察局、最高裁判所、高等裁判所、第1地域高等裁判所、第2地域高等裁判所、第3地域高等裁判所、民事裁判所、刑事裁判所、トンブリ民事裁判所、トンブリ刑事裁判所、中央労働裁判所、中央租税裁判所、南部バンコク民事裁判所、南部バンコク刑事裁判所、中央少年・家族裁判所
労働社会福祉省 Ministry of Labour and Social Welfare	大臣秘書室、事務次官室、雇用局、技術開発局、労働者保護福祉局、社会保障室、公共福祉局
科学技術環境省 Ministry of Science Technology and Environment	大臣秘書室、事務次官室、科学サービス局、国家学術調査委員会、環境政策計画局、公害監督局、環境資質促進局、エネルギー開発促進局、原子力エネルギー平和利用局
教育省 Ministry of Education	大臣秘書室、事務次官室、教員教育局、宗教局、体育教育局、カリキュラム・指導局、芸術局、普通教育局、特殊教育局、職業教育局、私立教育委員会事務局、国家文化評議会事務局、ラチャモンコン技術・教育訓練所、初等教育委員会事務局、教員市民サービス委員会事務局
保健省 Ministry of Public Health	大臣秘書室、事務次官室、医療サービス局、伝染病予防局、保健局、医療科学局、食品・薬品管理局、精神保健局
工業省 Ministry of Industry	大臣秘書室、事務次官室、タイ工業製品標準規格局、資源局、工場局、工業振興局
大学庁 Ministry of University Affairs	大臣秘書室、事務次官室、チュラロンコーン大学、カセサート大学、コーンケン大学、チェンマイ大学、タマサート大学、マヒドン大学、ラムカムヘン大学、シルパコーン大学、シーナカリンウィロート大学、ソングラ大学、スコータイ・タマティラート大学、モンクット王立工科大学（トンブリ）、モンクット王立工科大学（北部バンコク）、モンクット王立工科大学（ラートクラバン）国立行政開発研究所、メジョ大学、ウボンラーチャタニ大学、ブラパ大学、ナレスアン大学

※日本語は仮訳。（出典）THAI GOVERNMENT ORGANIZATIONAL DIRECTORY 1995

(表 2 - 2) 省庁別職員数 (常傭者) Number of Permanent Employees by Ministry

省庁名	(単位：人)	
	1993	1994
首相府	1,866	1,958
国防省	36,342	36,832
大蔵省	2,884	3,402
外務省	164	186
農業協同組合省	69,970	70,686
運輸通信省	19,358	19,223
商務省	804	975
内務省	19,622	15,578
労働社会福祉省	-	5,523
司法省	1,928	2,002
科学技術環境省	2,899	2,905
教育省	58,907	61,207
保健省	47,502	46,541
工業省	3,023	3,012
大学庁	16,883	17,108
独立機関	2,190	2,434
計	284,342	289,572
国営企業職員数	328,233	322,660
合 計	612,575	612,232

(出典) STATISTICAL YEARBOOK THAILAND 1995 P402, P404-405

(表 2 - 3) 1996 年度国家予算 (1995年10月 1 日～1996年 9 月30日)

[歳入]

単位：百万バーツ

	金 額	構成比：%
1 経常収入	843,200.0	100.0
(1) 租税	757,803.4	89.9
直接税	280,450.0	33.3
個人所得税	92,750.0	11.0
法人所得税	184,300.0	21.9
石油税	3,400.0	0.4
間接税	540,353.4	64.0
付加価値税等	231,450.0	27.4
個別物品税等	308,903.4	36.6
(還付計)	△63,000.0	△7.4
歳入局還付	△55,000.0	△6.4
輸出税補償	△8,000.0	△1.0
(2) 資産売却・サービス収入	23,950.3	2.8
(3) 国営企業納付金	49,850.0	5.9
(4) その他	11,596.3	1.4
2 借入	0.0	0.0
合 計	843,200.0	(100.0)

[歳出]

単位：百万バーツ

	金 額	構成比：%
農 業	76,660.2	9.1
鉱工業	2,530.8	0.3
運輸・通信	86,090.8	10.2
商業・観光	6,737.1	0.8
科学技術・環境	14,769.4	1.8
教 育	169,560.7	20.1
公衆衛生	63,452.2	7.5
社会サービス	120,350.8	14.3
国防等	107,897.3	12.8
治安等	40,407.0	4.8
一般行政	106,751.7	12.7
債務償還	47,992.0	5.7
合 計	843,200.0	100.0

(出典) THAILAND'S BUDGET IN BRIEF (FISCAL YEAR 1996) P12-14, P34

(表 2 - 4) 中央政府省庁別歳出予算内訳 (1995年～1997年会計年度)

(単位：百万バーツ)

	1995年度	1996年度	1997年度	構成比 (%)
1 中央予算	97,389.8	89,798.3	83,778.64	8.5
2 首相府	7,000.3	8,074.9	8,458.98	0.9
3 国防省	91,638.8	100,603.0	108,708.58	11.0
4 大蔵省	49,373.7	48,933.6	50,562.29	5.1
5 外務省	3,906.1	4,157.2	4,546.18	0.5
6 農業協同組合省	63,924.3	74,350.7	85,938.66	8.7
7 運輸通信省	54,142.1	68,153.9	88,534.63	9.0
8 商務省	2,944.4	4,046.8	4,292.16	0.4
9 内務省	106,874.5	152,641.8	182,568.11	18.6
10 労働社会福祉省	8,323.7	10,721.5	12,765.70	1.3
11 司法省	2,781.5	4,307.1	4,927.24	0.5
12 科学技術環境省	8,057.5	10,766.3	14,175.95	1.4
13 教育省	110,657.8	132,971.6	162,665.43	16.5
14 保健省	45,102.7	55,236.2	69,920.50	7.1
15 工業省	4,056.6	4,791.0	5,720.71	0.6
16 大学庁	24,707.6	31,612.6	38,716.55	4.0
17 独立機関	3,905.9	4,676.2	4,645.72	0.5
18 国営企業	18,313.8	23,997.3	27,419.06	2.8
19 基金と回転資金	11,899.0	13,360.0	25,655.00	2.6
合 計	715,000.0	843,200.0	984,000.09	100.0

(出典) THAILAND'S BUDGET IN BRIEF (FISCAL YEAR 1996) P68

1996年4月21日付けバンコクポスト

※タイの会計年度は、10月1日から翌年9月30日までであり、年度後半の属する歴年をもって会計年度の呼称としている。例えば、1996年度会計年度とは、1995年10月1日から1996年9月30日までとなる。

498億5,000万バーツ（同5.9%）、資産売却・サービス収入が239億5,030万バーツ（同2.8%）、その他115億9,630万バーツ（同1.4%）という順になっている。租税収入では、法人所得税が1,843億バーツで、最も多い。

1997年度予算（1996年10月～1997年9月）の省庁別歳出別予算（表2-4）で見ると、総額9,840億バーツのうち最も歳出額の大きいのは内務省で1,825億6,811万バーツで歳出予算全体の18.6%を占める。以下、教育省の1,626億6,543万バーツ（同16.5%）、国防省の1,087億858万バーツ（同11.0%）の順となっている。

(3) 国営企業

一部の省には、下の（表2-5）に示すとおり、国営企業（State Enterprises）がその管轄下に置かれている。国営企業全体の歳出予算額は、1997年度予算で274億1,906万バーツであり、これは国家歳出予算全体の2.8%を占める。また、国営企業全体の職員数は、（表2-6）に示すとおり、1994年で32万2,660人であり、内訳を見ると、最も多いのが地方電力公社の50,046人、以下タイ発電公社の34,710人、タイ通信公社25,802人、バンコク大量輸送公社23,650人の順になっている。³⁴⁾

（表2-5）国営企業一覧 ※日本語は仮訳。

監督省庁名	国営企業名
首相府	タイ発電公社、タイ政府観光庁、動物園公社、タイ・スポーツ公社、タイ・マスコミ公社、首都高速鉄道公社
国防省	食糧保存公社、ガラス公社、繊維公社、電池公社、なめし革公社
大蔵省	宝くじ公社、タバコ専売公社、政府貯蓄銀行、政府住宅銀行、クルンタイ銀行、農業協同組合銀行、タイ輸出入銀行、保険会社、大理石公社、酒造公社（物品局）、ホテル・旅行業連盟、カード類製造公社
農業協同組合省	林産公社、ゴム農園公社、魚市場公社、冷凍倉庫公社、タイ酪農促進公社、ゴム植林助成基金、タイ合板会社、農民市場公社
運輸通信省	タイ港湾公社、タイ国有鉄道、タイ通運公社、バンコク大量輸送公社、タイ電話公社、タイ国際航空株式会社、タイ空港公社、ラジオ通信社、海運株式会社、タイ通信公社
商務省	倉庫公社
内務省	首都圏電力公社、地方電力公社、首都圏水道公社、タイ高速道路・鉄道公社、住宅公社、地方水道公社、市場公社
科学技術環境省	タイ科学・技術研究所、国家科学・技術開発機関
教育省	教員評議会、クルサバ・ビジネス公社
保健省	政府薬品公社
工業省	タイ工業団地公社、オフショア鉱業公社、砂糖公社、ナライパン株式会社（民芸品販売）、タイ石油公社、工業経済局

（出典）THAI GOVERNMENT ORGANIZATIONAL DIRECTORY 1995

(表 2 - 6) 国営企業職員数 Number of State Enterprise Employees by Ministry

		1993	1994
<u>首相府</u>	タイ発電公社	35,200	34,710
	タイ政府観光庁	878	941
	その他	2,108	1,968
	計	38,186	37,619
<u>大蔵省</u>	クルンタイ銀行	16,681	16,860
	政府貯蓄銀行	9,685	9,266
	農業協同組合銀行	10,213	10,956
	タバコ専売公社	7,778	6,851
	その他	3,312	4,220
	計	47,669	48,153
<u>農業協同組合省</u>	林産公社	3,076	2,853
	ゴム植林助成基金	2,485	2,326
	その他	4,587	4,570
	計	10,148	9,749
<u>運輸通信省</u>	タイ国有鉄道	24,706	20,472
	タイ港湾公社	6,893	6,813
	タイ通信公社	25,002	25,802
	タイ電話公社	21,919	23,606
	タイ通運公社	3,985	3,808
	バンコク大量輸送公社	23,380	23,650
	タイ国際航空株式会社	20,013	18,274
	その他	8,891	9,336
	計	134,789	131,761
<u>商務省</u>		564	555
<u>内務省</u>	首都圏電力公社	13,617	13,430
	地方電力公社	51,651	50,046
	首都圏水道公社	6,225	6,410
	地方水道公社	6,975	6,244
	その他	4,855	5,365
	計	83,323	81,495
<u>労働社会福祉省</u>		290	406
<u>科学技術環境省</u>		844	858
<u>教育省</u>		-	-
<u>保健省</u>		1,873	1,917
<u>工業省</u>	タイ石油公社	3,900	3,572
	砂糖公社	798	788
	その他	611	860
	計	5,468	5,220
<u>国防省</u>	繊維公社	2,416	2,401
	ガラス公社	1,468	1,411
	その他	1,195	1,115
	計	5,079	4,927
合 計		328,233	322,660

(出典) 首相府統計局発行 STATISTICAL YEARBOOK THAILAND 1995, P404 ~405

(4) 独立機関

このほか、中央政府にはどの省にも属さない以下のような10の独立機関 (Independent Public Agencies) が置かれている。1997年度予算では、王室財産管理局、タイ中央銀行、バンコク都を除く独立機関全体の歳出予算額は46億 4,572万バーツで、国家歳出予算全体の 0.5% を占めている。(表 2-4 参照)。

王室財産管理局は、絶対王政時代から伝わる王室の資産管理、運用を行う機関であり、王室への寄付金を管理したり、民間企業へ出資したりしている。

タイ中央銀行 (Bank of Thailand) は、1942年に設立された政府の銀行で、商業銀行への貸付け、国債の引受けなどにより、通貨の安定供給を図っている。また、商業銀行に対する監督権を持っている。

バンコク都 (BMA) は、県 (Province) 自治体と同様、最も上位に位置する地方自治体であるが、首都を管轄することから内閣 (首相) の直接の指導下に置かれ、他の県とは異なる特別な取り扱いがされている。(第3章第2節参照)。³⁵⁾

独立機関

学士院 (The Royal Institute)

王室庁 (Bureau of the Royal Household)

国王秘書局 (The Office of His Majesty's Principal Private Secretary)

王室財産管理局 (Bureau of the Crown Property)

会計検査院 (Office of the Auditor-General of Thailand)

下院事務局 (The Secretariat of the House of Representatives)

上院事務局 (The Secretariat of the Senate)

タイ中央銀行 (Bank of Thailand)

バンコク都 (Bangkok Metropolitan Administration ; BMA)

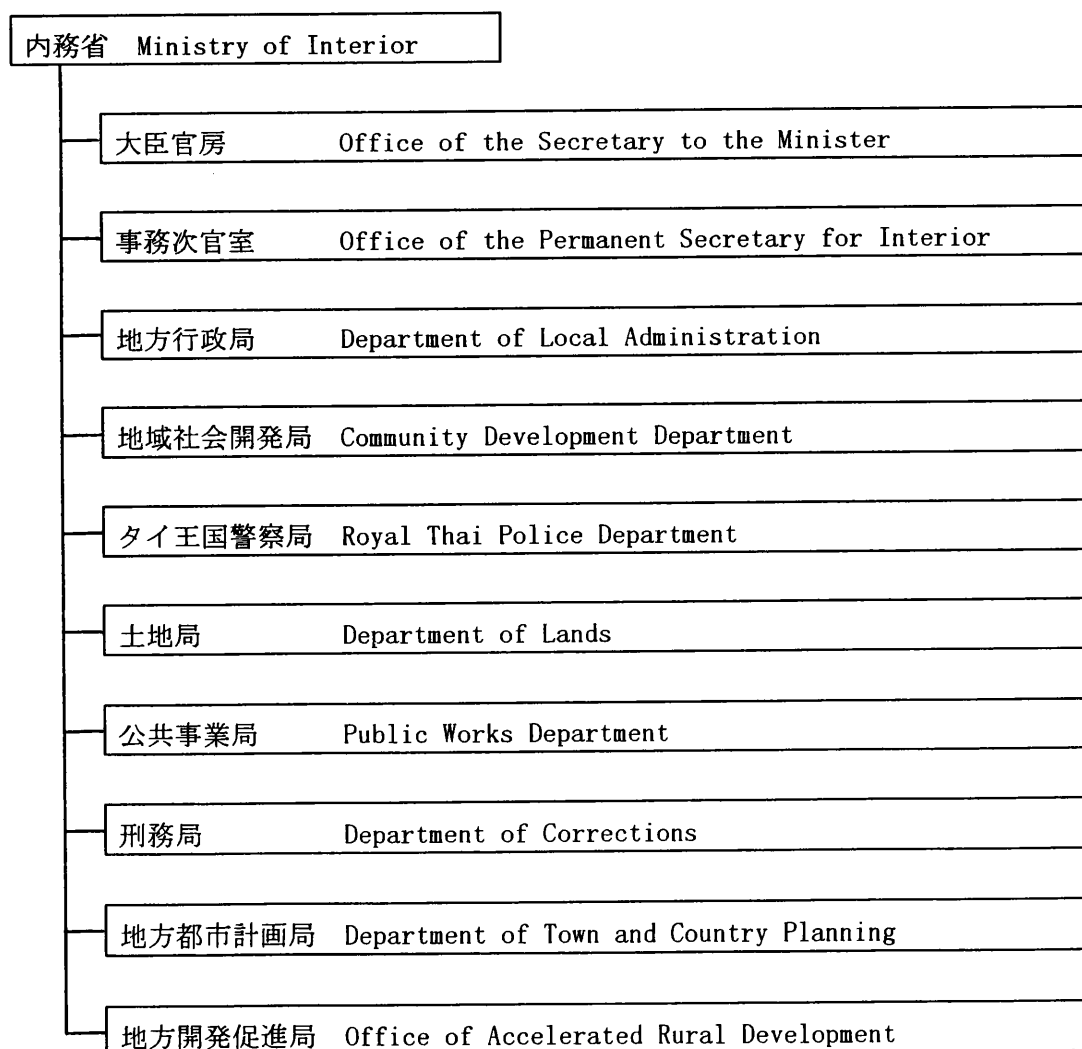
最高検察局 (Office of the Attorney General)

第2節 内務省

1 内務省の組織と任務

地方行政を所掌する省庁は、内務省（Ministry of Interior）である。（図2-2）のように、現在、大臣官房、事務次官室のほか、地方行政局、地域社会開発局、タイ王国警察局、土地局、公共事業局、刑務局、地方都市計画局、地方開発促進局の8つの局を持つ。以前は、労働行政を扱う労働局も有していたが、1993年9月に労働社会福祉省（Ministry of Labour and Social Welfare）が新設され、業務が内務省から移管され、職員数も1993年の19,622人が1994年には15,578人と少なくなった（表2-2参照）。³⁶⁾ 内務省は、1997年度予算で1,825億6,811万バーツと国家歳出予算の18.6%を占め、歳出規模では中央省庁中最大となっている。また、省内では、警察局の歳出予算が最も多く、次いで地方行政局、地方開発促進局の順となっている。内務省の監督する国営企業としては、首都圏電力公社（MEA）、地方電力公社（PEA）、首都圏水道公社（MWA）、タイ高速道路・鉄道公社（ETA）、住宅公社（NHA）、地方水道公社（PWA）及び市場公社の7つがある。

（図2-2）内務省の組織



内務省の任務は、①人々の生命・財産の保護、②就業促進と生活状況の改善、③平和で調和の取れた共存の精神の涵養、④教育の提供の4つに分類することができる。これらの業務を遂行するために、内務省にはさらに細かな局、部が設けられ、他の政府機関との広範かつ密接な協力を取りながら、それぞれの業務を行っている。業務内容をもう少し具体的に列挙すると、災害の救済、福祉の維持、政治、行政、国の地方における行政、地方自治体の行政、住民登録の改善と促進、教育の向上、生計の向上、地域社会開発、国内の治安維持、災害の防止、人々の平和と秩序の維持、土地に関する事項、公共施設や公共サービス、公共事業、更生業務、町や村の計画策定や地方開発に関することなどである。

こうした業務を行うため、前記のように本省に10の室・局と7つの公営企業が設置されている。本省の各組織の役割と任務については、以下のとおりである。³⁷⁾

(1) 大臣秘書室 (Office of the Secretary to the Minister)

政治的問題やそのためのデータ収集、情報管理のほか、人々の不満、政治的動向、様々な重大事件、国会での手続きを必要とする業務（例えば国会答弁、法律案提出、その他の政治的案件等）に関して、内務大臣に対し意見を述べ、大臣の判断・指示を仰ぐことを業務とする。

官房内に総務部 (The General Administrative Work Branch)、政治政策調整部 (The Political Policy Coordination Branch)、情報管理部 (The Information Checking Branch) の3部がある。

(2) 事務次官室 (Office of the Permanent Secretary for Interior)

事務次官室には、事務次官（1名）の下に、副事務次官 (Deputy Permanent Secretaries) 6名が置かれている。事務次官室は、他の部署に属さない内務省の一般的な日常サービス (routine services) に関すること、内務省各部局に対する指導及び政策に従った業務の促進に関すること、内務省のアプローチ・運営計画に関すること、内務省の政策の準備、広報、システムと人材開発、内務省の監督下にある国営企業の業務に対する監督と評価、予算、サービスの査察と苦情、法的業務、技術・建築専門法及び他の関連法規に従うこと、契約の法的規定の実施、訴訟に関すること、政党法 (Political Party Law) に関すること、外国人及び難民に関すること、通信及びサービスの調整に関すること、などを業務とする。

室内の組織としては、本省に17の部（課・室）があるほか、地方の出先機関として、全ての県に県行政事務所 (Provincial Administration Office) が置かれている。県行政事務所では、県における一般的なサービスと地方開発計画 (provincial development planning) の実施及び調整を行っている。なお、県行政事務所の具体的な組織については、第3章第1節で取り上げることとする。

(3) 地方行政局 (Department of Local Administration)

局長（1名）の下に、副局長 (Deputy Directors-General) が4名置かれている。地方行政局は、立憲君主制政府の民主主義システムにおける政治的發展のための活動、県・郡・

行政区及び特定の区域に関する地方行政の運営及び地方自治体の指導・監督・支援、平和秩序・国内治安の維持、住民登録、県・郡・行政区及び村相互間のコミュニケーション、災害の救済や福祉の維持、人々の公平の調和（例えば、法律に従って人々が権利や自由を享受したり、義務を果たしたりすることへの支援及び監視）といった観点からの活動、山岳部族や少数民族に対する支配の監督活動を含む民間防衛隊や国境防衛に関する活動、地方政府の管理運営する教育に対する支援、指導及び監督等の業務を行っている。こうした業務には、住民団体の成長支援や就業機会の向上、人々の生活状況の改善などの業務が含まれている。

局内の組織としては、本省に40の部（課・室）が置かれているほか、地方の機関として、県次官（Deputy Governor）を地方行政局の業務の直接の責任者とする県行政事務所、郡長（District Chief）を長とする郡行政事務所、郡事務所（District Office）に付属する支郡の長としての支郡長（Deputy Officer）を長とする支郡行政事務所がある。これら組織のうち、本省の内部組織については次節で、また、地方の出先機関については、第3章第1節で詳しく述べることにしたい。

(4) 地域社会開発局（The Community Development Department）

局長（1名）の下に、3名の副局長がいる。地域社会開発局の業務としては、人々に教育の機会を提供し、基礎的な民主主義の方針を植え付ける方法によって学習課程（learning process）の向上を図ること、社会経済的に自給自足を目指す住民グループの育成、地域環境（community environment）の向上、様式や手続き、計画を定めることによって、地元組織（local organizations）やボランティア、リーダー（leaders）たちを育成することがある。この中には、行政区（Subdistrict）や村（Village）レベルの開発プロジェクトの実施に対する支援や、地域社会開発局の所管する地域内における地元のボランティアやリーダーに関する業務が含まれている。また、行政区開発計画（subdistrict development plans）作成の調整、データ収集システムの構築、維持、利用、地域社会開発のためのデータシステムとしての行政区データセンター（Subdistrict Data Centers）の設置のほか、地域住民への教育を行い、住民に何が問題なのかを理解させ、地域社会の問題として解決策を共有させるため、人々の学習過程を向上させることも、地域社会開発局の業務となっている。

本省に10の部（課・室）があるほか、地方には、地域社会開発テクニカル・アシスタンス・センター（Community Development Technical Assistance Centre）が全国に9つ置かれている。

(5) タイ王国警察局（The Royal Thai Police Department）

長官（Director-General）（1名）の下に、副長官（Deputy Director-General）4名、長官補佐（Assistant Director-General）が15名が置かれている。警察官は陸軍同様、職位に応じた階級を持っている。階級名では、長官、副長官は警察大将（Police General）、長官補佐は警察中將（Police Lieutenant General）となる。警察長官は、組織上は内務省の一局長であるが、全国約18万人の警察官を支配下に置き、国内全ての警察活動に対して

指揮監督命令権限を持つ警察組織内の最高権限者であることから、陸海空軍の総司令官と並ぶほどそのステイタスは大きい。タイには、日本のような自治体警察はない。

タイ王国警察局の業務としては、国王及び王室関係者に対する警備、国内の平和、秩序、安全の維持、犯罪手続規範に基づく業務、すなわち犯罪のコントロールと人々の生命・財産の安全の維持、災害の救済と人々の福祉維持、警察の権限と任務の範囲内における人々との良好な関係の提供と促進、警察の権限と任務の範囲内で他の政府機関及び海外の警察との業務の調整などがある。このほか、出入国管理、消防、海上保安、森林警察及び国境警備警察も所掌しており、警察の権限の及ぶ範囲は極めて広い。

本省は、警察局直属の6部門と16の内局から構成されている。地方ではバンコクを除く75県を9つの管轄に分け、各管区警察局 (Regional Police Bureau) が置かれている。管区局は、国境警備警察とも協力して犯罪鎮圧、治安維持に当たっている。各管区には、総務部と各県警察本部が置かれ、県ごとに治安維持、犯罪捜査、予防鎮圧、警察官の運用監督を行っている。県警察の下に各警察署が置かれている。首都バンコクには、首都警察局 (Metropolitan Police Bureau) が置かれ、バンコクを北部、南部、トンブリの3つに管轄を分けている。³⁸⁾

(6) 土地局 (Department of Lands)

局長 (1名) の下に、副局長4名、調査官 (Surveyor-General) 1名が置かれている。

土地局は、土地法 (Land Code)、建物管理法 (Building Control Law)、土地分割管理法 (Land Allotment Control Law) その他の土地行政に関する法律に基づく業務及び土地のデータシステムに関する業務を行っている。

具体的には、土地管理、土地利用計画、土地占有、土地の保護、人々への分割促進などの業務を行うほか、住民が共通に利用する公共の土地についての規制を設けたり、土地管理に関連する政策に対する意見の提出を行っている。また、法令及び政府の方針並びに国家経済社会開発計画に基づいて国民への土地の分割業務を行うほか、土地改革法 (Land Reform Law)、農地改革法 (Agricultural Land Reform Law) に基づく業務や、不動産に関する権利と法的行為の規制に基づいて土地改革を目的とした土地所有者調査 (land title survey of lands) を行っている。

本省には26の部 (課・室) がある。地方には、県土地事務所 (Provincial Lands Office) と郡土地事務所 (District Lands Office) がある。

県土地事務所では、所有者証明書やコンドミニアム・ユニット所有者証明書の発行、不動産についての権利と法的行為の登録、土地分割調査の証明、小区画の土地の併合、(combination of plots)、公図の作成 (mapping of lands)、不動産に関する使用料、税金の徴収などの業務を行っている。

一方、郡土地事務所では、所有権取得証明書 (Squatter Certificates) や利用証明書 (Utilization Certificates) の発行、土地の分割量及び併合量の調査、不動産に関する権利と法的行為の登録、不動産に係る権利の登録料の徴収、不動産に関係した事業 (business) の実施を行っている。

(7) 公共事業局 (Public Works Department)

局長（1名）の下に、副局長3名、技官（Chief Engineer）4名、建築技官（Chief Architect）1名が置かれている。

公共事業局の業務としては、建物管理、燃料油貯蔵、液化石油ガス充填を規制する法律、娯楽活動から生じる危険防止、高速道路法、治安や人々の福祉に影響を及ぼす取引事業管理その他の各種関連法規の施行。また、インフラ、公共施設、公共サービスシステムなどの設計業務。その例としては、道路や橋梁、建物、防水せき、栈橋、上水道システム、電気システム、機械システム、排水システム、汚水処理システム、洪水防止システム、ゴミ処理システム、浄水の供給、水源地開発及びこれら公共事業局で担当するシステムの建設、維持、管理などを行っている。

本省には25の部（課・室）があり、地方には、公共事業事務所（Provincial Public Works Office）がある。

(8) 刑務局 (Department of Corrections)

局長（1名）の下に、副局長3名（総務担当、技術事項担当、開発事項担当）が置かれている。

刑務局では、更生法及び関連する法律に基づく業務を行う。すなわち、裁判結果と法律の命令にしたがって、法律違反者に対し法的措置を講じる。この場合、法律、規則、規制、内務省の政策、犯罪学上の原則、刑罰学上の原則、囚人を取り扱う上での必要最小限及び基準、国連の推薦などに則った手続きに従う。また、囚人とその家族の福祉・支援の観点から業務を行っている。

本省には25の部（課・室）があり、地方では県、郡刑務所施設（provincial and district prison agencies）が置かれている。

(9) 地方都市計画局 (Department of Town and Country Planning)

局長（1名）の下に、副局長1名のほか、都市計画専門官（Town and Country Planning Expert）1名と技術計画専門官（Engineering Planning Expert）1名が置かれている。

地方都市計画局の任務としては、地方都市計画法及び他の関連法の規定に基づく業務を行う。具体的には、地方の計画（Regional Plan）、地方の構造計画（Provincial Structure Plan）、衛生区開発計画（Sanitary Community Development Plan）、行政区レベルの地方開発計画（Subdistrict-level Rural Development Plan）、その他のタイプの地方都市計画などの作成を行う。また、地方開発計画の目的である土地改革や都市開発プロジェクトの実施、地方開発計画における自治市町（Municipal）、衛生区（Sanitary）、地方自治体（Local Administration）の区域の設立や変更の適合性の検討、地方土地改革委員会（Town Land Reform Commission）の事務局としての業務、地方開発基金（Town Development Fund）プロジェクトの実施、地方開発のための土地の収容、県における地方開発局の業務に対する技術的支援を行っている。

本省には16の部（課・室）があり、地方には県事務所（Provincial Offices of Town and Country Planning）がある。

(10) 地方開発促進局 (The Office of Accelerated Rural Development)

局長（１名）の下に、副局長３名、技官（Chief Engineer）１名が置かれている。

地方開発促進局は、地方における地方道の建設、飲料用水源の建設、農業用水源（貯水池）の建設及びそれらの拡張・補修・維持を行っている。そのほか、就業促進や地方の人々の収入増加活動への支援と調整、15～25歳の青少年グループに対する訓練と養成を行い、技術を習得させる等の業務を行っている。

本省には19の部（課・室）があるほか、地方には地方開発の県事務所（Provincial Offices of Rural Development）がある。

第3節 内務省地方行政局

1 任務

内務省地方行政局の任務は、大きく(1)地方行政及び地方自治体に関すること、(2)地方開発及び教育に関すること、(3)選挙・住民登録に関すること、(4)治安維持・国土防衛に関することの4つに分類することができる。³⁹⁾

(1) 地方行政及び地方自治体に関すること

タイの地方の行政では、中央政府の地方における行政（「地方行政」と呼ぶこととする）(Provincial Administration)と、地方自治体の行政（Local Administration）とを分けて考える必要がある。

地方行政局は、地方行政を行うため、国の地方の出先機関である県行政事務所、郡行政事務所及びさらにその下に位置する国の機関ではないが、行政区や村の長及び地方行政局職員の指導・監督を行う。県行政事務所の場合は、知事が最高責任者であるが、地方行政局の業務に限れば、県次官（Deputy Governor）が業務の直接の責任者となる。郡は郡長（District Chief Officer）、行政区は行政区長（Subdistrict Headman）、村は村長（Village Headman）が長である。地方行政局は、これらの長の職務に対する指導・監督を行い、国内に地方行政の執行を適正に運営させているのである。なお、後述のように、地方行政局は局の職員を県行政事務所及び郡行政事務所へ派遣しており、これらの者の行う職務についても当然ながら指導・監督を行っている。県次官、郡長は地方行政局の職員であり、県（地方）行政の最高責任者である県知事も内務省の役人であるから、地方の行政に関しては、内務省、特に地方行政局の権限が極めて大きいといえる。

地方行政局は、具体的には、以下のような業務を行っている。⁴⁰⁾

- ① 県行政事務所、郡行政事務所、行政区及び村の行政の監督を行うため、(a)公共サービスに関するワーキングシステムを向上させる。(b)地方行政局職員の適正なポジションと地域の実情に応じた人材の選択、配置を行う。(c)地域開発を支援する。(d)県自治体（Provincial Administration Organization）及び行政区の議会組織であるサパー・タムボン（Subdistrict Council）を向上させる。(e)行政区（Subdistrict）及び村長（Village Headman）の能力と福祉の向上と増進を図る。(f)汚職の防止と軽減を図るなど。
- ② 郡行政事務所職員（District Personnel）の人事管理における就労効果（working performance）を促進するため、(a)職員の就労効果の促進を図る。(b)知識と就労技術向上のための職員研修を実施する。(c)職員の適正な福利厚生を増進する。
- ③ 郡レベルにおける公共サービスの調整及び他のどの政府機関にも属さない業務を遂行する。また、地方行政局は、地方自治体の指導・監督・支援も任務としている。指導監督の対象となる地方自治体は、自治市町（Municipalities）、衛生区

（Sanitary District）、県自治体（Provincial Administration Organization）及びパッターヤ市（City of Pattaya）がある。〔バンコク都（BMA）は、内閣（首相）中央政府直轄。1996年における自治体の数は、自治市町が146、衛生区が986、県自治体が75と

なっている。] なお、1995年3月から登場した新しい形態の自治体、タムボン自治体についても地方行政局の指導・監督・支援の対象とされている。1996年のタムボン自治体数は2,760である。タムボン自治体については、第3章第2節で述べる。

地方自治体に対する指導・監督・支援の具体的な業務としては、⁴¹⁾

- ① 地方自治体（自治市町、衛生区、県自治体、パッターヤ市及びタムボン自治体を含む）による行政を強化し、監督するため、(a) 民主的な統治の形態を基礎とするあらゆる種類の地方自治体に対する支援、(b) 税制の改善と財政行政における自由の強化、(c) 地方自治体の独自の開発計画の策定の促進。
- ② 住民（People）、民間企業（Private Sectors）、公務員（Government Officials）、行政区長及び村長へ知識を提供し、その理解を深めることによって、天然資源と環境の保護を図ることにある。また、(a) 組織や政府の職員を対象としたトレーニングコースの実施、(b) 地方の公務員（Provincial and Local Officers）の行う天然資源・環境保護のための計画策定に対する支援、(c) 公共の土地の調査と登記を実施することにより、天然資源・環境保護の見地から、地方の公務員の問題処理に当たり、厳しい対応をとれるよう啓発することも含まれる。

(2) 地方開発及び教育に関すること

地方行政局は、地方の地域開発及び教育、特に初等教育もその任務としている。地方の地域計画については、地方自治体に対して計画策定に関する支援を提供したり、地方（rural areas）における道路（rural roads）、小規模な灌漑施設、飲料用水道の整備、特に天然資源、環境開発、保健衛生の観点から国策に従った政府の地方レベルのプロジェクトを実施したりしている。また、村の評議会（Village Committee）や行政区の議会組織であるサパー・タムボン（Subdistrict Council）といった自治体組織への住民参加を促進させることも任務としている。具体的な業務としては、以下のとおりである。⁴²⁾

- ① 住民の就業促進、生活状況の改善、社会開発、地方教育、住民組織の促進のため、(a) 小規模灌漑プロジェクトの推進。(b) 農産物を常に市場へ一貫して供給できるよう促進すること及び適正な収穫地域の推進。(c) 人々の生活水準が上昇する中で、地方自治体（Local and Provincial Government）が大きな役割を演じられるようにすること。(d) 公共の土地の利用などを行う。
- ② 政府の政策に則った適切な開発方向における地方開発活動の効率を図る。この場合、不便性をより効率良く緩和させるため、「地方開発計画5か年計画」及び「毎年の開発計画」の両方に重点をおくこととされている。
- ③ 新経済区域（New Economic Zones）において、都市・地方開発プロジェクトを所掌する関連機関との調整を図る。併せて、地方自治体の開発のために予算や技術を提供する。これらの任務は、同じ内務省の地方都市計画局や地方開発促進局の任務とも一部重なる部分があるものと思われる。
- ④ 初等教育の運営、管理及び改善と幼稚園の教育管理を行っている。タイでは、1980年代に小学校入学前の6歳時（満5歳）を対象に公立の小学校に付属した1年制の就

学前教育が実施されている。⁴³⁻²⁾ なお、タイでは、教育省が初等教育の大部分（1993年にバンコクで38校、地方に30,841校）、中等教育のすべて（バンコクに114校、地方に1,971校）及び教員養成、職業教育関係の学校の大部分を所管している。公立の初等学校の設置廃止、人事、財政などの管理運營業務は以前は内務省（地方行政局）が担当していたが、1980年に教育省へ大部分が移管された。しかし、現在でも内務省はバンコク都で428校、地方で472校の小学校を所管している。⁴³⁻³⁾

また、学校教育制度外（インフォーマル教育）における職業・技術教育は主に教育省、労働社会福祉省が所管している。1993年9月に労働社会福祉省ができる前は、内務省の主に労働局（当時）が所管していた。

なお、国家全体の教育計画は、首相府の「国家教育委員会」（Office of the National Education Commission : NEC）が策定しており、教育計画、教育調査、教育統計・分析、教育推進・普及など教育の根本的な部分を担当している。⁴³⁻⁴⁾

(3) 選挙・住民登録に関すること

地方行政局は、国・地方を問わず、あらゆるレベルの選挙に関する業務を行っているほか、政党の登録に関する業務も担っている。また、住民の政治参加を進めることで、地方自治体の民主化を推進することも任務としている。

そのほか、身分証明書の発行、出生証明、死亡届け、婚姻証明、国勢調査登録及び遺書などすべての住民登録に関する業務も行っている。具体的に記すと次のとおりである。⁴³⁾

- ① 民主的な生活様式、選挙プロセス及び政党システムを向上させるため、(a)政治活動への住民参加の促進、(b)政治に対する世論の増進、住民による自治管理（self-government of the people）の形成を図る。
- ② 市民登録と一般登録サービスの提供及び身分証明書を発行する。その具体的な方法としては、(a)登録及び身分証明書発行システムにおける最新の近代的な技術の提供、(b)社会条件に見合う一貫した法律・規制の改善、(c)新しい技術と設備を導入することによる作業方法の改善、(d)偽の登録を区別し、なくすこと及び登録書類と身分証明書の使用、(e)遠隔地の人々に対する登録と身分証明書のサービスの提供、(f)人口統計の実施があげられる。

(4) 治安維持・国土防衛に関すること

地方行政局は、国内の治安維持・国防業務も任務としており、国家民間防衛委員会（National Civil Defence Committee）の事務局を務めるほか、地方レベルでの民間防衛隊に対する支援を行っている。被災者の救済や災害後の復興のための関係機関との調整や県レベルでの犯罪捜査（criminal investigation）も行う。業務としては、同じ内務省のタイ王国警察局と重なる部分があるものと思われる。具体的な業務は、以下のとおりである。⁴⁴⁾

- ① 緊急時及び戦時における行政、国境防衛及び諸活動に備える。
- ② 国内の平和と秩序を維持し、天然資源と環境を保護・保存する。そのため、(a)タイ王国の中心をなす国家、宗教及び立憲君主制の安定の維持、(b)国民の調和のための国

家意識の増進、(c)全ての種類の犯罪の抑制を図る。

- ③ 犯罪捜査を監督し、正義を普及する。その目的は、タイの人々の権利と自由を保護し、保持することにある、同時に人々に法や秩序を守らせることにある。
- ④ 市民防衛活動を実施する。その方法としては、(a)人々に災害についての意識の高揚とその防止策の啓発を図る、(b)防衛目的のための市民防衛計画、道具、器具などの準備、(c)政府職員とボランティアの人々を対象とした訓練の実施、(d)志願兵組織の設立があげられる。

以上が地方行政局の業務であるが、1992年～1996年における地方行政局の政策方針を参考までに以下に紹介する。⁴⁵⁾

1 政治、政府、行政(Politics, Government and Administration)

タイ王国憲法の下で民主化を促進するため、また、公共サービスの効率性を高めるため、地方行政局は以下のような事項を実施する。

- (1) あらゆるレベルにおける政治活動に住民の参加を促し、人々の民主的な生活様式の向上を図る。
- (2) 票買収やその他の不正をなくし、正義と公正を図るため、あらゆるレベルにおける選挙行政を改善する。併せて選挙における政府職員の中立性の確保に努める。
- (3) 村の評議会(Village Committee)、自発的發展と防衛のための村中央委員会(Central Committee of the Village for Voluntary Development and Self-Defence)及び行政区の議会組織であるサパー・タムボンの役割を強化することによって、NGOやボランティアグループの指導者たちに社会開発において指導的な役割をとるよう誘導する。
- (4) 効率性と業務実績の増加を図るため、職員の能力を向上させることによって各部局間の行政の促進を行う。同時に行政のガイドラインとして民主主義の原則を適用する。
- (5) 地方分権の原則に基づいて、地方自治体の行政(Local Administration)を促進するとともに、地方自治体がもっと自由に予算や財政、政策の策定ができるようにする。
- (6) 基本的な単位としての郡事務所が、より正確で良い満足を与えるようなサービスを提供することによって、人々の困苦の緩和に努める。そのために、新しい近代的なテクノロジーを導入し、あらゆるレベルの地方行政局職員の能力向上を図る。

2 平和と秩序維持のための政策(Policy to Maintain Peace and Order)

地方行政局は、国内の平和と安全を守ることにも目的としている。そのためには、以下に掲げるように、政府職員同士及び一般国民が協力しあうことが必要である。

- (1) 行政区や村における活動に焦点を置くことによって平和と安全を維持するための国民や行政区長、村長、国境防衛志願兵を含む政府職員間、警察、他の全ての団体間の調整を図る。また、犯罪防止に関して地域社会の参加を促す。
- (2) 学校内外における青少年による麻薬乱用に対する規制を強化する。
- (3) 国民の社会的公平を高め、政府職員の役割を強化する。

- (4) 突然の災害が発生した時における市民防衛行政システムの効率性を高める。また、防衛に民間の参加を促し、災害により被災した人々の救済を図る。
- (5) 市民防衛における能力を高めるため、国境防衛志願兵の効率性を増進させる。また、地域を基礎とした目的に焦点を置いた社会経済的開発プロジェクトの調整を図る。
- (6) 軍と緊密な調整を取りながら公共の安全と社会的治安を強化する。また、国境に沿った県との情報・通信システムを向上し、地方との防衛メカニズムを整備する。
- (7) 法律や規則、作業方法、設備の改善を図ることによって、市民登録や一般登録、身分証明書発行手続きの効率性を高める。また、市民登録や一般登録、身分証明書の不必要な文書を省略したり、身分証明書の数多い検査を減らしたりする。
- (8) 山岳民族や少数民族の統治の効率性を高める。そのために、山岳民族社会の登録を通じた法治社会への移行を準備し、山岳民族に内務大臣の承認によるタイ国籍を与える。この同化政策は、タイ社会における平和的な共存をめざすものである。

3 地方開発政策(Rural Development Policy)

この政策は、地方の貧困をなくすとともに、天然資源と環境に適応可能な効率の良い管理技術の促進を通じて、人材開発と生活の質の向上を目的とする。

- (1) 地方と都市の両社会において、人々の生活の質を向上するために地場産業の振興と仕事を創設することにより、就業機会及び収入の増加を図る。
- (2) 地方において、経済を発展させるため、交通設備、水道や電気の供給といった経済的インフラの分配を促進する。
- (3) 水道供給システムを開発する。
- (4) 団体やボランティア開発と防衛のための村の中央委員会、その他の村の委員会が開発のリーダーとなるよう支援する。また、地方開発への住民参加を促す。
- (5) 地方開発に天然資源と環境の保護に対する意識を高揚し、関係法令を実施することによって、天然資源と環境管理システムの開発整備を行う。

4 都市開発と新経済地域のための政策

(Policy for Urban Development and New Economic Areas)

都市化の進展と近代化に対応して、地方行政局は都市社会の開発を進める。経済的福祉を分配するための新しい経済地域の開発もまた推進する。

- (1) それぞれの地域及び町に近代化の中心を設け、経済活動を促進させる。
- (2) 地方自治体の行政及び財政効率を高める。そのために、地元の需要を満たすための基礎的な社会サービスの向上・促進や旅行業を促進するための自治体の強化を行う。
- (3) 都市開発に官・民セクターや地元の住民が参加するための調整・促進を行う。
- (4) 東海岸地帯、南部の北地域、ソククラ湖地域といった新しい経済地域の開発を支援する。具体的には、開発のニーズを満たすために公共事業を提供し、適切な統治の形態を改善する。
- (5) 公共事業とインフラの整備をするために、県と郡の両方において都市化を進める。併せて都市及び経済ゾーンにおいて天然資源と環境の保護を図る。

5 社会開発政策(Social Development Policy)

地方行政局は、あらゆるレベルにおける社会や人口増加に対して細心の注意を払っている。その目的は、財物や貴重な伝統、文化、宗教を維持発展させるためであり、併せて地方教育と人々の生活の質の向上を図るためである。そのための具体策としては、以下のようことがあげられる。

- (1) 教育技術、カリキュラム、メディア教材を改善するとともに、スポーツやレクリエーションを振興し、教員や教育行政職員の資質を向上する。
- (2) 自治市町やパッターヤ市における貧しい生徒を支援し、都市で困難な状況にある生徒の生活の向上を図り、社会的経済的に恵まれない子供たちや身体障害者に対して経済的社会的な教育の機会を提供する。
- (3) 地方、都市を問わず、女性の地位向上のため女性のさまざまな局面における役割向上を支援する。特に地方における女性の地位及び地方議会の議員としての役割の強化を支援する。
- (4) タイ政府が実施している家族計画プログラムや全ての種類の人材開発のプログラムを支援する。社会福祉サービスを提供する場合において政府と民間セクターとの親密な協力関係を推進する。
- (5) 地方の伝統、文化を現在の状況へ適用できるようにするための支援と振興を行うとともに、宗教儀式で表現される社会的価値を増進し、善行を推進する。
- (6) HIVやエイズ汚染防止のためのキャンペーンを実施する。

2 地方行政局の組織

内務省地方行政局は、(図2-3)のとおり、内務省本省部局と地方の出先機関の2つから構成されている。ここでは、内務省本省の組織について述べ、地方の出先機関(県・郡行政事務所)については、第3章で述べることにする。内務省本省には、(図2-4)のような40の部・課・室が設置されている。主な部署の業務は次のとおりである。⁴⁶⁾

① 秘書室 (Office of the Secretary)

全局的にまたがる業務、監査及び上層部への報告及び広報。

② 財政課 (Finance Division)

財政、会計、予算、支給、年金及び財政規則。

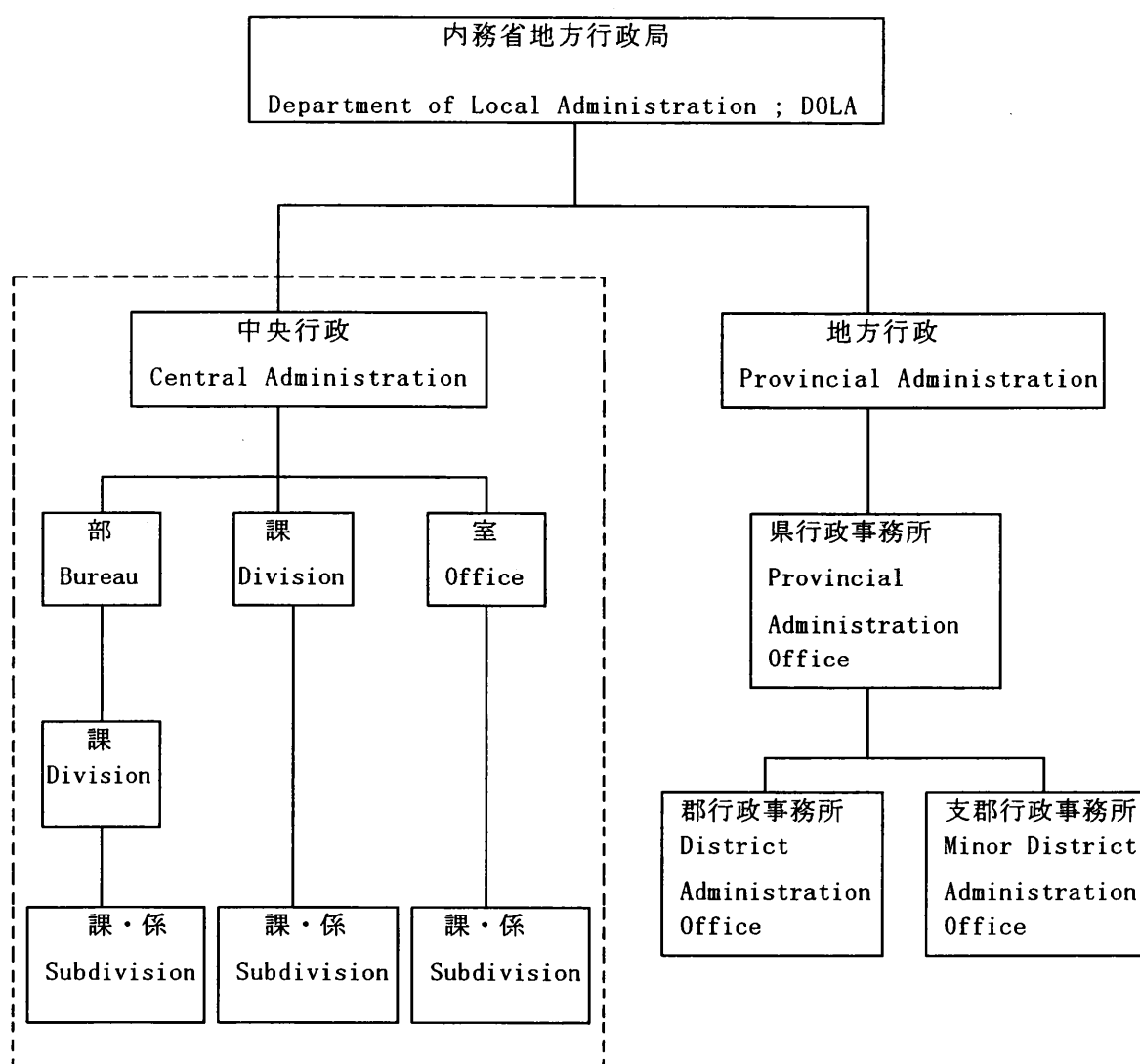
③ 調査企画課 (Technical Services and Planning Division)

地方行政局が行う中央、地方(県行政事務所等)、地方自治体への専門的見地からの支援、監督。地方行政局の計画作成過程における指導、助言。また、長期・短期政策立案における支援、またインフォメーションセンターとしての役割も有する。地方行政局の対外問題、国際的事項及び「タイ自治体連合」(The Municipal League of Thailand)に関する事項。

④ 人事課 (Personnel Division)

中央及び地方(県行政事務所等)の両方のレベルにおける地方行政局の職員及び雇用者の人事に関する指導・監督、調整を担当。具体的には、人事配置、業務分析、職階分類、職員の募集と採用、就労能力に応じた昇進、地方行政局長に対する人事に関する助

(図 2 - 3) 内務省地方行政局の系統図



※日本語は借訳。

 は、内務省本省部分。

(出典) FACTS ABOUT DOLA P6 (一部加筆)

(図2-4) 内務省地方行政局 (Department of Local Administration, Ministry of Interior)
の組織

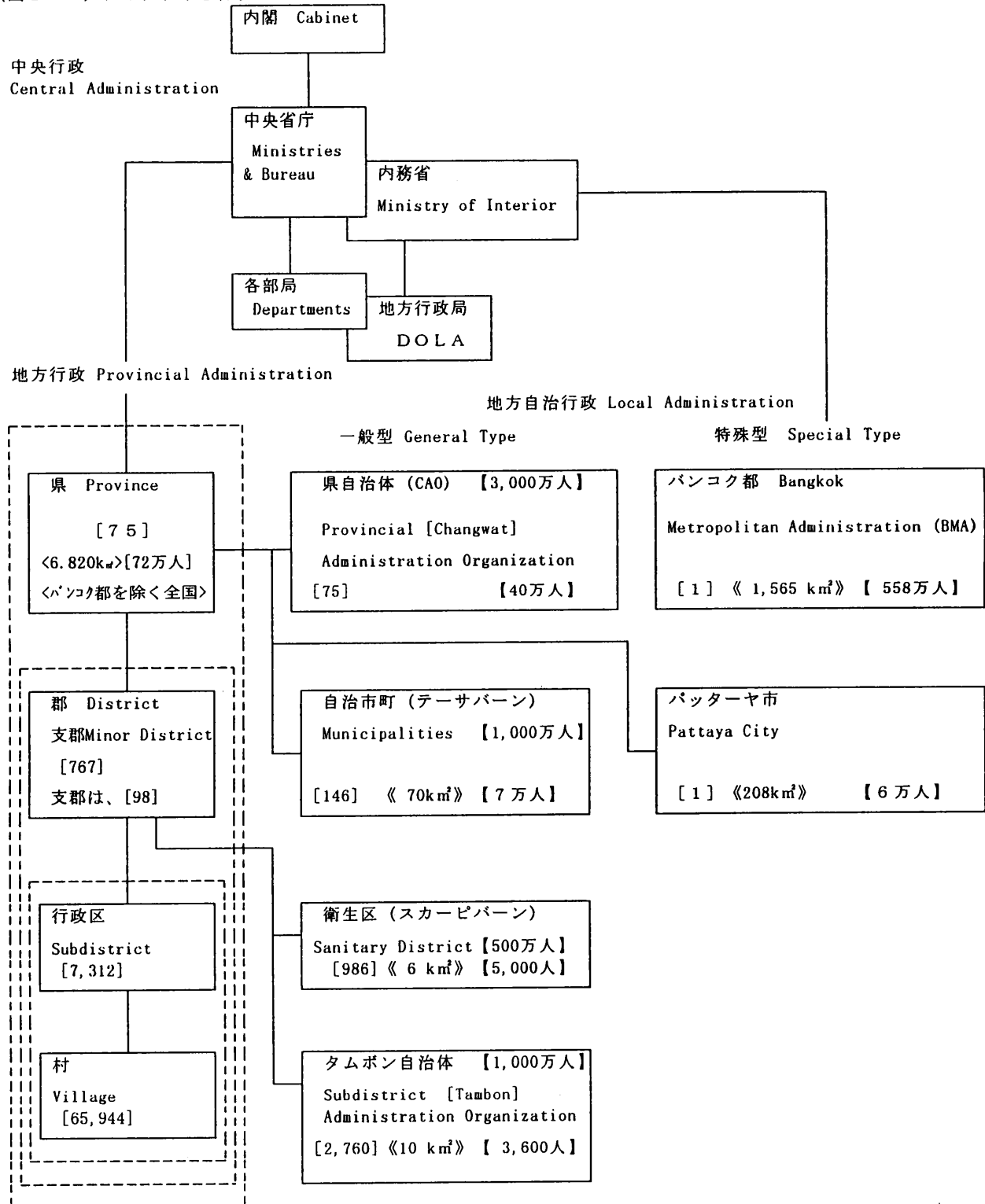


※日本語は、仮訳。

局長 (Director General) は1名。副局長 (Deputy Director General) は4名おり、総務 (General Affairs)、地方行政 (Provincial Affairs)、地方自治 (Local Affairs) 及び治安 (Security Affairs) についてそれぞれ担当する。

(出典) THAI GOVERNMENT ORGANIZATIONAL DIRECTORY 1995

(図 2-5) タイにおける行政システム



(注) ・県は、複数の郡をその区域に含む。郡は、複数の行政区をその区域に含む。行政区は、複数(約5~20)の村をその区域に含む。また、衛生区を含む。県自治体は、県内の他の自治体の区域(自治市町、衛生区及びタムボン自治体)を除いた区域を行政区域とする。

- ・ [] は、数。(郡と支郡、行政区及び村の数は1995年6月末時点のもの。その他は1996年時点)。《 》は、1自治体(又は組織)当たりのおおよその平均面積。ただし、県は、バンコク都を除く全国に75ある。
- ・ 【 】は、その自治体(又は組織)全体でのおおよその人口。【 】は、1自治体(又は組織)当たりのおおよその平均人口。(資料は主に Mr. SUWAT TUNPRAWAT氏のCOUNTRY REPORT THAILAND 1996, DOLAによる。)
- ・ 146自治市町は、9のテーサバーン・ナコーン、89のテーサバーン・ムアン、48のテーサバーン・タムボンに分類される。(1997年3月現在)

言等。

⑤ 地方行政部 (Bureau of Provincial Affairs)

国家の地方における行政機関としての県、郡、支郡、行政区及び村の設立、廃止、変更。また、行政区長や村長及びその部下に対する職務能力向上のための施策指導。さらに、地方税 (provincial taxation)、地場産業の振興や就業促進以外の地方開発、小規模水道整備、土地の保有及び高地・低地における地域社会開発に関する指導、監督。

選挙及び行政区長・村長、議員の任命に関する法律・条例の制定並びにこれらの公務員が従うべき民主的行動規範の制定。

⑥ 調査法務課 (Investigation and Legal Affairs Division)

地方行政局の権限下での法務及び刑事事件、犯罪抑制と郡長 (District Chief Officer) の調査行政に関する指導調整。天然資源、環境破壊の保護。

⑦ 地方部 (Bureau of Local Affairs)

地方自治体の設立、廃止及び境界などの変更に関する事。地方自治体の人事行政、自治体制度・形態・構造の整備、開発計画の財政管理と促進。

⑧ 選挙課 (Election Division)

総選挙及び地方自治体の議会議員選挙の実施に関する事、選挙分析と結果報告、民主化の推進。

⑨ 監査室 (Office of the General Inspector)

地方行政局職員及び地方レベルの雇用者に対する法的 (legal) 問題、福利 (welfare)、規則 (discipline) 及び政策問題 (policy matters) に関する監査・監督。

⑩ 登録部 (Bureau of Registration Administration)

市民の登録、身分証明書の発行及び地方行政局の権限に属するその他の登録に関する事。

⑪ 民間防衛課 (Civil Defence Division)

法令の規定に基づく市民防衛に関する事項。(戦時又は緊急事態及びその準備を含む)

⑫ 辺境地域調整部 (Bureau of Mass Relations Coordination)

地方守備、山岳民族及び少数民族に関する事項、ボランティア開発、自己防衛プロジェクト及びボランティア国民兵に対する村の行政に関する事。また、民間防衛ボランティア (Civil Defence Volunteer) を除くすべてのボランティアの調整、諜報活動 (intelligence activities) の実施。

⑬ 行政開発研究所 (Administration Development Institute)

地方行政局職員、中央・地方レベルの雇用者及び選挙により選出された地方のリーダーを対象とした、トレーニングコースの実施及び人材開発。

⑭ 地方教育部 (Bureau of Local Education Administration)

初等教育法の規定にもとづき、地方自治体が設立する小学校の管理に関する事。
また、これらに関する財政上の予算の配分、監査・分析、地方教育に携わる職員の人事行政。

⑮ 監査課 (Auditing Division)

会計検査、会計システム検査、中央会計検査。

⑯ 通信課 (Communication Division)

地方行政局の全国的な電話回線ネットワークに関すること。地方行政局の全ての通信設備の維持管理。

3 予算

1993年度会計年度における地方行政局の予算は、170億9,174万7,100バーツである。1994年度には、12.95%、金額で22億1,276万900バーツ増の193億450万8,000バーツとなった。1993年度においては、15の事業 (Workplan) 及び47のプロジェクトがあった。1993年度及び1994年度における歳出予算内訳は、(表2-7) 及び (表2-8) のとおりである。

(表2-7) 内務省地方行政局・事業別歳出内訳

(単位: 百万バーツ)

事業 (Workplan)	歳出額	
	1993	1994
1 行政及び技術向上 (Administration and Technical Promotion)	6,610	7,138
2 平和及び国内の治安維持 (Peace and Internal Security Maintenance)	1,846	1,836
3 公共サービス (Public Service)	824	614
4 公安の維持 (Public Security Maintenance)	92	374
5 地方道路建設 (Local and Rural Street Construction)	586	603
6 都市開発 (Urban Development)	3,481	4,778
7 都市計画及び一般サービス (Urban Planning and General Service)	45	-
8 地方開発 (Rural Development)	475	1,257
9 農業用水源 (Water Sources for Agriculture)	829	-
10 農政 (Agriculture Administration)	2	3
11 観光振興 (Tourism Promotion)	6	3
12 初等教育行政 (Primary Education Administration)	651	795
13 幼稚園教育管理 (Kindergarten Education Management)	65	107
14 初等教育管理 (Primary Education Management)	1,555	1,768
15 初等教育改善 (Primary Education Improvement)	16	22
計	17,091	19,304

(出典) FACTS ABOUT DOLA P37

(表 2 - 8) 内務省地方行政局・行政分野別歳出内訳

(単位：百万バーツ)

行政分野	1993	構成比 (%)	1994	構成比 (%)
1 一般行政 (Administration)	6,610	38.67	7,138	36.98
2 平和及び国内の治安維持 (Peace and Internal Security Maintenance)	1,984	11.61	2,211	11.46
3 登録及びサービス (Registration and Services)	824	4.83	614	3.18
4 水源及び道路開発 (Water Sources and Street Development)	1,895	11.09	1,864	9.66
5 地方開発 (Local Development)	3,488	20.41	4,782	24.77
6 教育 (Education)	2,288	13.39	2,693	13.95
計	17,091	100.0	19,304	100.0

(出典) FACTS ABOUT DOLA P38

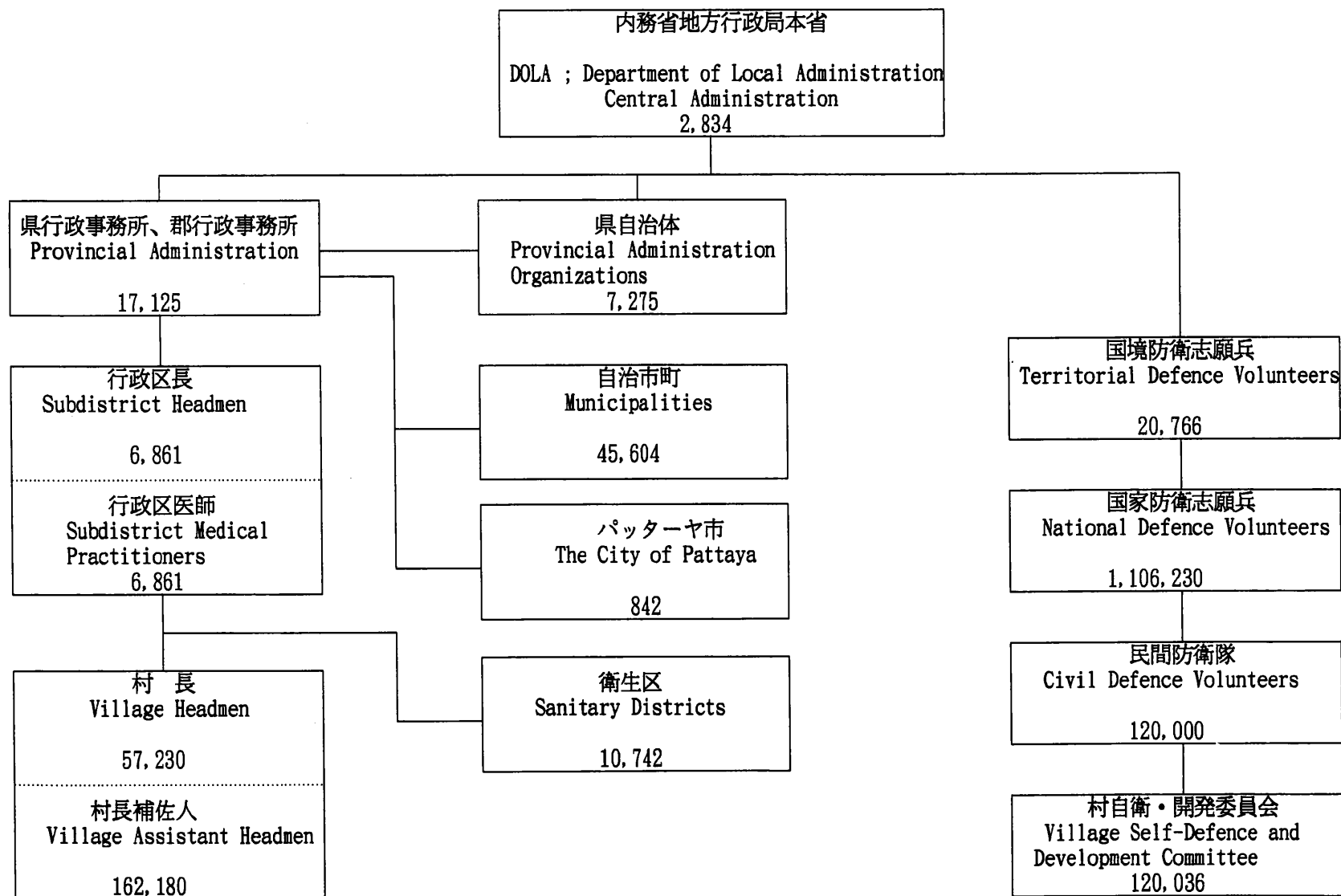
4 地方行政局の人事

地方行政局は、自己の職員を中央及び地方行政事務所に配置している。さらに、地方には、地方行政法 (Local Administrative Act 1914 [B.E. 2457]) に基づく地方行政職員もいる。例えば、行政区の長 (Subdistrict Headman ; カムナン[Kamnan])、村長 (Village Headman [Phu Yai Ban]、行政区医師 (Subdistrict Medical Practitioner)、村長補佐人 (Assistant Village Headman) 及び国境防衛志願兵 (Territorial Defence Volunteer) などである。これらの職員は、地方行政局の職員ではないが、地方行政局の監督責任の下にそれぞれの業務を遂行する。(図 2 - 6) 参照。地方行政局職員の地方レベル (provincial level) における配置状況については、地方行政局資料によると、以下のようになっている。

- ① 県レベルにおいて、県行政事務所 (Provincial Administration Office) に配置されている地方行政局職員は、各県約 20～44 人である。
- ② 郡レベルにおいては、郡行政事務所 (District Administration Office) に各郡約 16～32 人が配置されている。
- ③ 支郡レベルにおいては、支郡行政事務所 (Minor District Administration Office) にそれぞれ約 9～11 人が配置されている。

各地方レベルにおける組織及び職員配置等については、第 3 章で詳しく述べることとする。なお、参考として、首相府統計局発行資料による公務員の種別・レベル別人数を (表 2 - 9) に掲げた。

(図 2-6) 内務省地方行政局職員及びその指導監督を受ける人数 (1993年12月現在)



(出典) Department of Local Administrationのパンフレット (1994年4月発行)

(表 2 - 9) 公務員の種別・レベル別人数

種別・レベル Type and level	1994	構成比 (%)	職名 (本省)	(地方)
一般行政職員 Ordinary Officials	930,777	98.2		
(内訳) レベル 1	17,844	1.9	↑	↑
レベル 2	42,426	4.6	係 員 Clerical Official	係 員
レベル 3	108,001	11.6	↓	↓
レベル 4	193,115	20.7	↓	↑
レベル 5	221,642	23.8	係 長 Section Chief	副郡長 Assistant District
レベル 6	280,273	30.1	↓	↓ Chief Officer
レベル 7	46,067	4.9	課 長 Director	郡長 District Chief Officer
レベル 8	15,981	1.7	↓	県次官 Deputy Gov.
レベル 9	4,558	0.5	副局長 Deputy Director-General	副知事 Vice Gov.
レベル 10	786	0.1	局 長 Director-General	県知事 Governor
レベル 11	84	0.0	事務次官 Permanent Secretary	
立法関係職員 Political Officials	190	0.0		
司法関係職員 Judicial Officials	1,847	0.2		
検察官・検事 Public Prosecutor Officials	1,696	0.2		
ダトーの称号を持つ職員 Dato Officials	8	0.0		
バンコク都庁教員 Teacher of the BMA	13,018	1.4		
合 計	947,536	100.0		

※職名の範囲は、おおむねである。橋本卓「タイの地方行財政制度」『アジア諸国の地方制度Ⅱ』（財）地方自治協会参照。

(出典) 首相府統計局 STATISTICAL YEARBOOK THAILAND 1995, P401